

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

特別養護老人ホーム第二長寿園

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(石川県指定 第1771700265号)

当事業所は契約者（利用者）に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを

次のとおり説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
5. 苦情の受付について	12

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 長 寿 会
- (2) 法人所在地 石川県珠洲市宝立町春日野4字117番地
- (3) 電話番号 0768-84-2252
- (4) 代表者氏名 理事長 山 元 淳 二
- (5) 設立年月 昭和58年11月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業・平成12年4月1日指定
石川県指定 第1771700265号

※当事業所は特別養護老人ホーム第二長寿園に併設されています。

- (2) 事業所の目的

福祉の理念に基づき、寝たきり老人、介護を要する認知症老人、疾病等により身体が虚弱な老人など身体上または精神上に障害があり、日常生活を営むことに支障がある老人の介護者に代わって、一時的に施設を利用させ、その家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

- (3) 事業所の名称 第二長寿園短期入所生活介護センター
- (4) 事業所の所在地 石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3
- (5) 電話番号 0768-72-8888
- (6) 事業所長（管理者）氏名 中村 充宏

(7) 当事業所の運営方針

事業所は、法の理念に基づき利用者本位の介護に万全を期すとともに利用者が自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設年月 平成8年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

(10) 利用定員 特養空床

(11) 通常の送迎の実施地域 能登町、珠洲市

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	一般棟	ゆうゆうの里
個室	16室	13室	3室
2人部屋	16室	16室	
4人部屋	3室		3室
合計	35室	29室	6室
食堂	2室	1室	1室
機能訓練室	1室	[主な設置機器] リハビリ器具	
浴室	2室		機械浴・特殊浴槽
医務室	1室		

※ その他、静養室がございます。

※ 入居されている方が、入院や外泊等でお部屋を使わない時に、短期入所としてご利用いただくことができます。その為、計画的なご利用や事前の予約受付は困難ですが、担当の介護支援専門員と調整させていただきます。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1 名	名	名	1 名（常勤）
2. 介護職員	21 名	3 名	23.2 名	17 名（常勤換算）
3. 介護助手	2 名	1 名	2.4 名	必要数
4. 看護職員	3 名	2 名	4.2 名	3 名（常勤換算）
5. 生活相談員	1 名	名	1 名	1 名（常勤）
6. 機能訓練指導員	1 名	名	1 名	1 名（常勤）
7. 介護支援専門員	1 名	名	1 名	1 名（常勤）
8. 医師	名	1 名	0.1 名	必要数
9. 管理栄養士	1 名	名	1 名	1 名（常勤）
10. 事務員等	2 名	名	2 名	必要数
11. 調理員	4 名	1 名	4.5 名	必要数

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週月・火・水 14：00～16：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 別表①による
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 別表①による
4. 機能訓練指導員	8：30～17：30

☆ 勤務体制は、特別養護老人ホーム職員の入所定員（60 床）に対して

の必要配置人数です。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

サービス利用料金については、利用料金の**9割から7割**が
介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・ 当事業所では、（管理）栄養士の立てる献立表により、栄養並びに
利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床し、食堂にて食事をとっていただくことを
推奨しますが、体調や気分によりその意思を尊重し、ご希望の時間・場所
で食べていただくことも可能です。

（食事時間：基準）

朝 食： 7：30より

昼 食： 12：00より

夕 食： 18：00より

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促す為、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎

- ・利用者側で送迎ができない場合や、送迎を希望される場合に自宅への送迎を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から

介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

(個室) (1割負担の方)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

(多床室) (1割負担の方)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

(個室) (2割負担の方)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	12,060 円	13,440 円	14,900 円	16,300 円	17,680 円
2. うち、介護保険から給付される金額	10,854 円	12,096 円	13,410 円	14,670 円	15,912 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円

(多床室) (2割負担の方)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	12,060 円	13,440 円	14,900 円	16,300 円	17,680 円

2. うち、介護保険から給付される金額	10,854 円	12,096 円	13,410 円	14,670 円	15,912 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円

（個室）（3割負担の方）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	18,090 円	20,160 円	22,350 円	24,450 円	26,520 円
2. うち、介護保険から給付される金額	16,281 円	18,144 円	20,115 円	22,005 円	23,868 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円

（多床室）（3割負担の方）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	18,090 円	20,160 円	22,350 円	24,450 円	26,520 円
2. うち、介護保険から給付される金額	16,281 円	18,144 円	20,115 円	22,005 円	23,868 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円

☆送迎利用の場合 1 回あたり(片道)一律 1,840 円 （自己負担額は、184 円）

☆機能訓練体制により、機能訓練加算が加算されます。 1 日につき 12 円

☆看護体制により別途料金をいただきます。

（看護師を配置している場合 1 日につき、4 円）

（基準の配置より看護職員を 1 以上配置した場合 1 日につき、8 円）

*それぞれの配置による加算となります。

☆職員の配置により別途料金をいただきます。

（1）夜勤職員を基準より 1 名以上多く配置した場合 1 日につき 13 円

*夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる

介護職員を配置している場合 1日につき、15円

(2) 介護福祉士が介護職員数の80%以上配置している場合・介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合（何れかの場合）

1日につき22円

(3) 介護福祉士が介護職員数の60%以上配置している場合1日につき18円

(4) 介護福祉士が介護職員数の50%以上配置している場合1日につき12円

(5) 介護福祉士が介護職員数の50%以上配置している場合・常勤の看護・介護職員が75%以上の場合・勤続年数7年以上の利用者に直接サービスを提供する職員を30%以上配置している場合（何れかの場合）

1日につき6円

＊(2)～(5)は、職員の配置により何れかの料金をいただきます。

☆介護支援専門員が必要と判断し、緊急に指定短期入所生活介護センターを利用することとなった場合

1日につき90円（7日間又はやむを得ない事情のある場合14日を限度）

☆若年性認知症利用者を受け入れした場合 1日につき120円

☆食事せんに基づく療養食の提供を行った場合、療養食加算が加算されます。

自己負担額：1食につき8円

☆介護職員等処遇改善加算 1か月当たりの総単位数に対し14.0%加算

☆看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合 1日につき640円

☆業務継続計画未実施減算 3%/日減算

☆高齢者虐待防止未実施減算 1%/日減算

☆身体拘束廃止未実施減算 1%/日減算

☆口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合 月1回500円

☆介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進など生産性向上に向けた取

組を行った場合 1 日につき 1,000 円または 100 円の何れか

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の
全額をいったんお支払いいただきます。

☆要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項
を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条 、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

☆食費：1 食あたり 朝食 280 円、昼食 700 円、夕食 520 円

利用者負担第 1 段階	1 日	300 円
利用者負担第 2 段階	1 日	390 円
利用者負担第 3 段階①	1 日	650 円
利用者負担第 3 段階②	1 日	1,360 円
利用者負担第 4 段階	1 日	1,500 円

利用者に提供する食事にかかる費用です。

利用者負担第 1 段階から第 3 段階は、負担限度額認定を受けている方です。

利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方は、1 日の負担額が負担限度額を超え

た分は、ご負担いただくことはありません。

経管栄養等、ご契約者の身体状況により食事の提供ができない場合、料金はいただきません。

☆滞在費

(個室)

利用者負担第1段階	1日	380円
利用者負担第2段階	1日	480円
利用者負担第3段階	1日	880円
利用者負担第4段階	1日	2,060円

(多床室)

利用者負担第1段階	1日	0円
利用者負担第2段階	1日	430円
利用者負担第3段階	1日	430円
利用者負担第4段階	1日	915円

ご契約者の滞在にかかる費用です。

利用者負担第1段階から第3段階は、負担限度額認定を受けている方です。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求します。自動引落しの場合は、翌月22日（土、日、祝日の場合はその翌日）に引き落としとなります。それ以外の場合は、請求書到着後、すみやかにお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

北國銀行 珠洲支店 普通預金 1 2 8 7 9

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ISNET 代金回収サービス対応金融機関

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○ 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。

但し、追加については、事業所の空き状況によりその可否を決定させていただきます。

○この場合には、サービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

（担当者）[職名] 第二長寿園 介護支援専門員 橋本 澄枝

○受付時間 8：30～17：30（通年）

○電話番号 0768-72-8888

なお、当事業所で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

[石川県国民健康保険団体連合会]

○受付時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 (土・日・祝日除く)

○電話番号 0 7 6 - 2 3 1 - 1 1 1 0

[石川県運営適正化委員会]

○受付時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 (土・日・祝日除く)

○電話番号 0 7 6 - 2 3 4 - 2 5 5 6

[珠洲市 福祉課]

○受付時間 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5 (土・日・祝日除く)

○電話番号 0 7 6 8 - 8 2 - 7 7 4 9

[能登町 健康福祉課]

○受付時間 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5 (土・日・祝日除く)

○電話番号 0 7 6 8 - 6 2 - 8 5 1 7

・ 6 . 第三者による評価の実施状況

1. あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	
② なし		

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 第二長寿園短期入所生活介護センター

説明者 職名

氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

契約者(利用者) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

代理人(家族の代表等) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(続柄)

利用者は、心身の状況等により署名が出来ない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(続柄)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 瓦葺 平家建
- (2) 建物の延べ床面積 2, 8 5 9 . 2 9 m²
- (3) 事業所の周辺環境

当第二長寿園は、能登半島の北東部 富山湾に面した内浦海岸
地域の北部に位置し、のどかで自然がいっぱいの布浦台地にあり、
お年寄りの生活の場として、また憩いの場にふさわしい四季を彩
る草花に囲まれた最適の老人ホームです。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言
等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生
活上の介護、介助等も行います。

1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

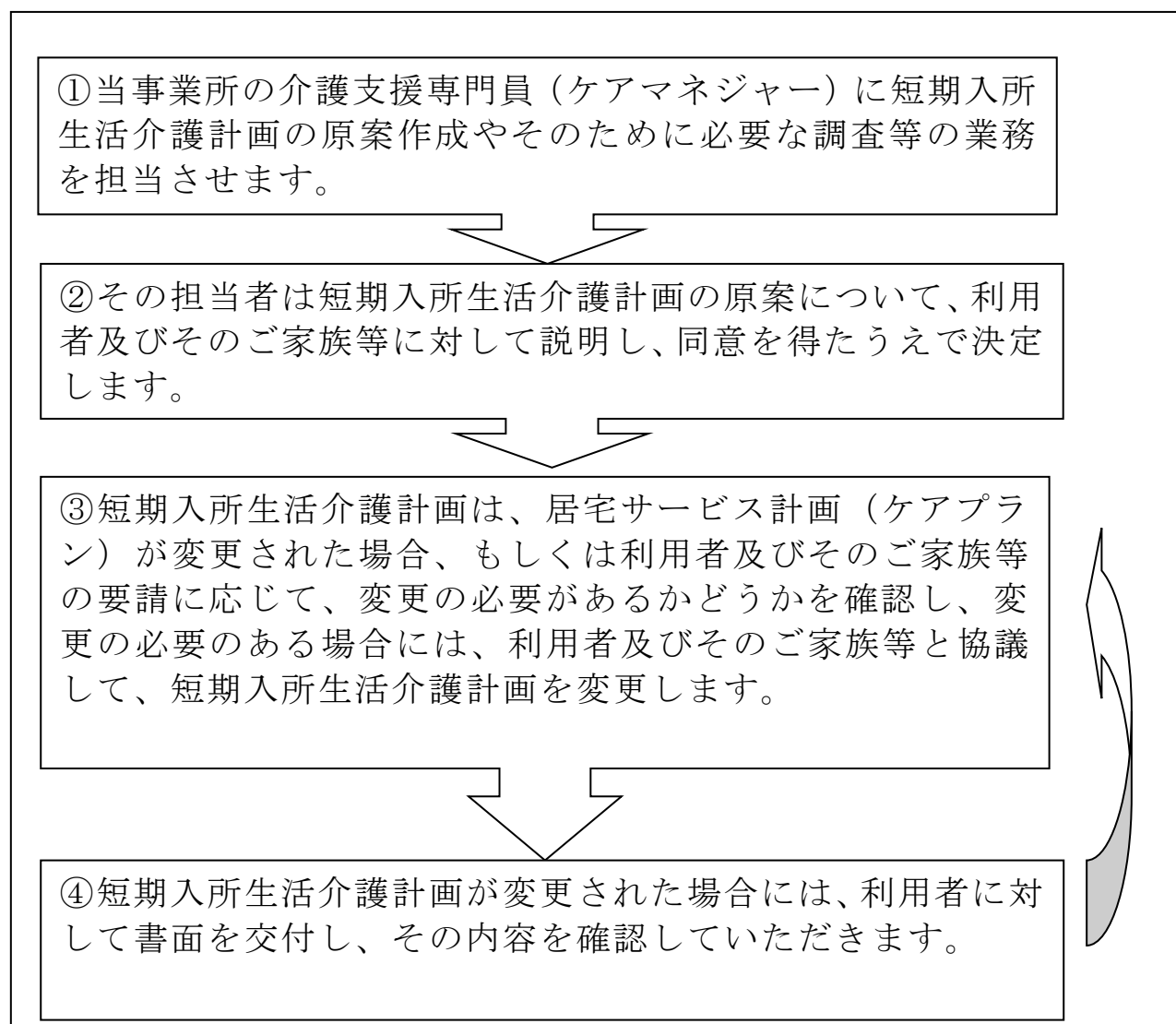
1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

医師… 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1)利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場

合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、その計画に基づき、サービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、その計画に基づきサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、その計画に基づきサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）



要介護と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。



自立と認定された場合



- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



○作成された居宅サービスに沿って、短期入所生活介護計画を変更し、その計画に基づき、利用者にサービスを提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥ 事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

情報を提供する場合、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、別に定める施設長の許可したもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又は僅かな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

館内及び敷地内全てにおいて禁煙のため、喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

体調の急変等医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関で

の優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	珠洲市総合病院
所在地	石川県珠洲市野々江町ニ 1－1
診療科	内科・外科・整形外科・精神科・産婦人科・眼科・ 脳神経外科・皮膚科・耳鼻咽喉科・泌尿器科
医療機関の名称	公立宇出津総合病院
所在地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津夕部 97 番地
診療科	内科・循環器科・婦人科・外科・整形外科・精神 科・眼科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	草山歯科医院
所在地	鳳珠郡能登町字小木 1 5－2 3－4

6. 損害賠償及び事故発生時の対応について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

（1）当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 当事業所のサービスの提供により事故が発生した場合は市町、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合、又は要支援と認定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出てください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは職員が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員、もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。